

これって、
どんな税?!

県たばこ税

たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの購入代金に含まれています。

納める人

製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

納める額

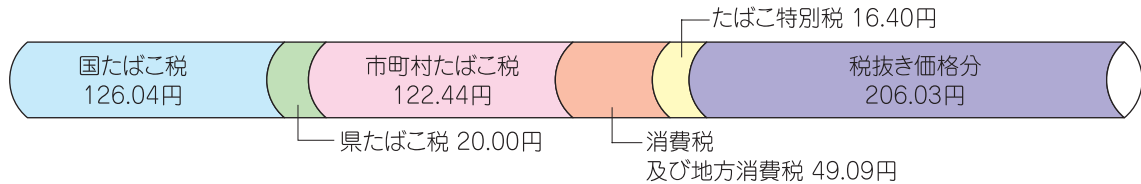
令和3年9月30日まで：県内での売渡し等に係る本数×1,000円／1,000本

令和3年10月1日から：県内での売渡し等に係る本数×1,070円／1,000本

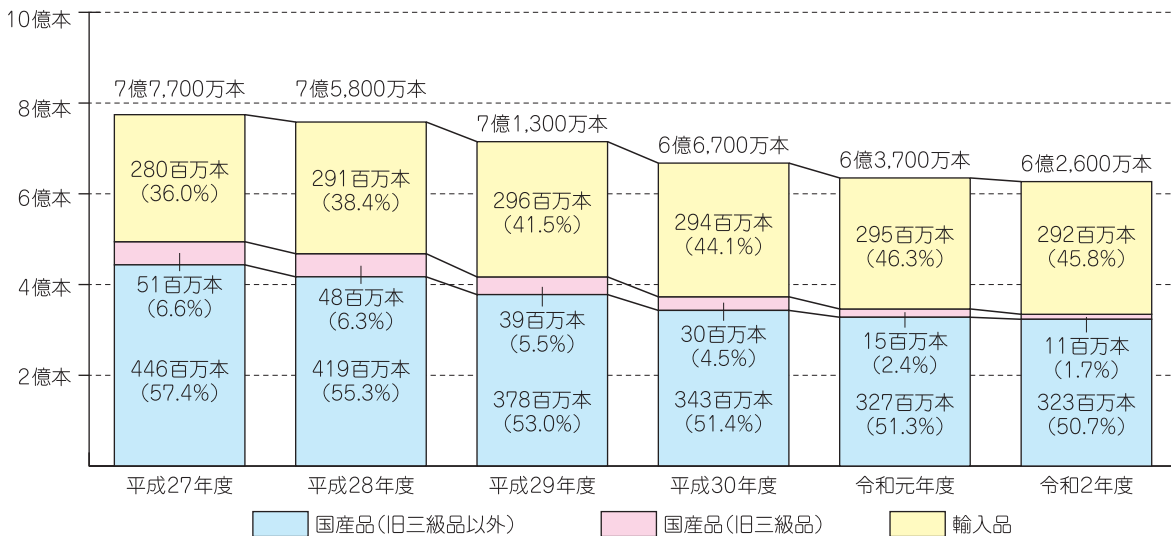
申告と納税

製造たばこの製造者等が毎月の売渡し分の税金を翌月の末日までに申告し、納めることになっています。

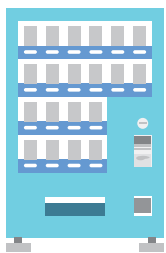
- 1箱（20本入り）540円のたばこの場合、県たばこ税は20.00円となります。（令和2年10月1日現在）



- 県内の最近のたばこ売渡し等本数



※旧三級品紙巻きたばこの税率は、令和元年10月1日に引き上げられ、旧三級品以外と同税率となりました。



たばこ買うなら地元の市町村で!

たばこ税は、たばこが販売された県や市町村の収入となって、皆さんの暮らしに役立っています。

この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、東部県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名称	担当	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3518	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (鳥取県東部庁舎4階)
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7054	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220